

第17回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

◇ **開催日時** 平成24年(2012年)7月9日(月)13時30分～16時45分

◇ **場 所** 横須賀市役所 3号館3階301会議室

◇ **議 事**

- | | |
|--|-------|
| (1) 委員長の選出 | 資料1・2 |
| (2) 職務代理者の指名 | 〃 |
| (3) 専門部会委員の指名 | 〃 |
| (4) 平成23年度景観法・景観条例等の運用状況について(報告) | 資料3 |
| (5) 平成23年度屋外広告物条例の運用状況について(報告) | 資料4 |
| (6) 平成24年度都市景観推進事業及び屋外広告景観推進事業について(報告) | 資料5 |
| (7) 景観重要樹木の指定について(審議) | 資料6 |
| (8) 平成23年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) 非公開 | 資料7 |
| (9) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) 非公開 | 資料8 |

◇ **出席者**

委員11人

委員長・曾根幸一、職務代理者・吉田愼悟、河上俊昭、菊竹雪、国吉直行、
田口敦子、富澤喜美枝、佐倉和文、松下啓一、安田孝至、山畑信博
(欠席2人 小林正美、浜田哲二)

事務局7人

都市部長・長島洋、市街地整備景観課長・鈴木智昭、景観係長・木下光雄、
屋外広告物係長・加藤英明、主任・新川美穂、主任・土屋文代、担当・境高宏

◇ **傍聴人** 0人

◇ **議 事**

会議に先立ち、都市部長より辞令書を手渡した。

事務局から、当審議会委員13人のうち11人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。会議の冒頭、委員長を選出し、委員長が議事進行を行った。内容は次のとおり。また委員長から議事録署名委員として、国吉委員と佐倉委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

1. 委員長の選出について

横須賀市景観審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、曾根委員を委員長に決定した。

2. 委員長職務代理者の指名について

委員長から、景観審議会規則第2条第3項に基づき、委員長職務代理者として吉田委員を指名した。

3. 専門部会委員の指名について

委員長から、景観審議会規則第4条第1項に基づき、専門部会委員として国吉委員、小林委員、吉田委員を指名した。

また委員長から、屋外広告物の案件があった場合に専門部会に出席する専門部会委員として、田口委員を指名した。

4. 平成23年度景観法、景観条例等の運用状況について（報告）

(1) 事務局から説明

資料3のとおり。

(2) 質疑・意見等

特になし。

5. 平成23年度屋外広告物条例の運用状況について（報告）

(1) 事務局から説明

資料4のとおり。

(2) 質疑・意見等

●質問（曾根委員長）

一般論として、どのような広告物が問題なのか教えて欲しい。道路上の広告物なのか、窓の内側に設置された広告物なのか。

○回答（田口委員）

デザイン上の問題はたくさんあるが、設置上の問題は、歩道上に置かれた旗や置き看板は問題である。

窓内広告は多くの自治体で高さ制限を設けている。屋外広告物には当たらないが、

景観上の問題で、これから考えていくことが必要だと思う。

■意見（曾根委員長）

制限するだけでなく、その場所にあったアドバイスができる先生をつけてその地域にあったものを誘導していく必要がある。

■意見（国吉委員）

専門部会でも話題になっている。ガラスのビルは内側から広告物を貼られること（窓内広告）が危惧される。

■意見（田口委員）

屋外広告物法（条例）では、設置する（広告）物の規制はあるが、デザインには規制がない。景観整備の立場から言うべきことである。

■意見（国吉委員）

景観法の中で景観計画で屋外広告物の基準が作れるようになっている。

■意見（菊竹委員）

川崎市がそれを実行した。新百合ヶ丘でディスプレイサイン（窓内広告）の規制をしているが、現実には守られていない。罰則もないのでジレンマがある。

■意見（吉田委員）

藤沢市もテラスモール湘南で規制し、屋上広告も禁止し、一面 30 m²、窓内広告を禁止しており、事業者はそれでは成り立たないと言っていたが、景観的にはよくなったと思う。

テラスモールの隣も窓内広告禁止にしたが、オープンすると窓の内側に内照サインを設置してしまっていて良くない。ルールを守った方が人気もある。

●質問（吉田委員）

景観美化パトロール（ケイビパト）は路上に看板を見つけたら、どけてくれと言うのか。

○回答（事務局）

ケイビパトは、市民と職員で店に指導している。市民感覚で指導ができるので、適宜、出過ぎと判断したものについて注意している。

■意見（富澤委員）

飲食店等は、5時過ぎに広告を出していることが多いので、2時から活動しているケイビパトでは、状況が違っているのではないか。

●質問（国吉委員）

置き看板は許可制度なのか。

○回答（事務局）

大体の店は1事業所当たり自家用 10 m²以内に収まっているので、敷地内に設置するのであれば許可は不要である。

道路上に設置することは許可できない。

■意見（曾根委員長）

歩道上に少しはみ出るくらいならやってもいいが、質の高いきれいなものを設置してという世の中になって欲しい。

すべて禁止であると、賑わい創出にならない。

■意見（佐倉委員）

今まで横須賀でも風俗などの違反看板がたくさんあったが、取組みの成果で今はなくなり良くなった。

■意見（富澤委員）

横須賀は飲食、物販、マンションといろいろな用途が混在した町なので、時間によって看板の性質も変わるので、一概に出すことがいけないとは言いきれない。

6. 平成24年度景観推進事業及び屋外広告景観推進事業について（報告）

（1）事務局から説明

資料5のとおり、事業を実施する。

（2）質疑・意見等

【都市景観推進事業について】

特になし。

【屋外広告物条例の見直しについて】

■意見（田口委員）

企業広告とあるのは第三者広告と言った方があとで混乱しないと思う。

●質問（曾根委員長）

きれいなものであれば路上に出してもいいということか。

○回答（国吉委員）

きれいであればいいということではなく、公共空間施設などの維持管理費を賄うために規制緩和をしようとするものである。

○回答（田口委員）

エリアマネジメント広告というジャンルである。

ガイドラインで商店街名を表示するというルールになっていることが多い。

■意見（河上委員）

こういう広告が市役所に来る途中に出ていた。皆さんご覧になられたか。

●質問（吉田委員）

A B Cの実例は資料としてないのか。

この例によると一年間同じものが出ているということか。季節感がなく、期間が長すぎて良くない。

○回答（事務局）

期間は商店街が自分たちの判断で決める。一年契約でも、セール時期等は商店街の広告に変えることもあると聞いている。

■意見（吉田委員）

フラッグ広告は、祭事的に使われるべきなので、一年間同じものというのは良くない。

自主審査も、お金が入ると言いにくくなることもあり、きちんと行われるかあやしい。

■意見（菊竹委員）

A、B、Cで月額が違うのはなぜか。

デザインの問題という視点から、広告費は適正か。適正な金額が、デザインの質を

上げる一つの要素になり得るのではないか。

○回答（事務局）

金額は商店街と広告掲出業者の契約で決まる。

Aについては、商店街がマンションを歓迎するという意味もあって安くても掲出させていると聞いている。

■意見（吉田委員）

広告が売れなくなったときに安くなり、細切れに売らようになってデザインの質が落ちてくるのは、街の景観に影響が大きい。

■意見（田口委員）

丸の内では、デザインを自主審査している。エリアマネジメントの取り組みとして、商店街のメンテナンス等々の費用に使うことを目標として広告の掲出が行われているようである。

エリアマネジメント広告では、メディア（広告媒体）の選択は重要である。バス停にベンチを置きベンチに広告を掲出したり、街灯等の柱に広告を掲出することが考えられているようであるが、反対である。

■意見（曾根委員長）

課題はあるが、良いデザイナーが入っていれば、この通りはデザインの質が高いというようなことにもなり得る。

■意見（吉田委員）

丸の内は高級ブランド等が入りレベルが高いので自主審査も信用できるが、横須賀ではうまくいくのか疑問である。

■意見（山畑委員）

東京でトラックのラッピング広告が解禁されないのは、トラック協会が自主審査が行えないからである。やはり、自主審査が期待できないようでは問題がある。

なんでもありとならないことが重要である。

フラッグも有機EL等を使って、映像広告とすることも可能となってきている。

■意見（田口委員）

デジタルサイネージについては、横須賀では細かく基準を決めている。

フラッグ広告については進めていくことに賛成である。

■意見（国吉委員）

横浜では市で広告のデザイン審査を行っているが、行政内部の委員で行ったラッピングバス広告審査では否定的意見が出せない状態だったので、行政外の専門家など営利にかかわらない人が審査をするようにしている。

●質問（富澤委員）

A B Cは具体的にどこの商店街なのか。

また、商店街のこういったところで審査されたのか。

○回答（事務局）

追浜、横須賀中央（千日通り）、北久里浜である。

商店街団体に市が決めた基準に合っているかを確認してもらっている。

●質問（吉田委員）

景観的にもチェックが必要である。

実施時にはどう審査されるのか。審査に専門家の意見を聴く機会はないのか。

○回答（事務局）

現在想定している審査の仕組みには、専門家の意見を聴く機会はない。デザインのガイドラインは設ける。

■意見（国吉委員）

その中でどう景観チェックを効果的に入れるかが課題である。景観チェックも入れて社会実験をし、その効果を検証して進めて欲しい。

●質問（富澤委員）

劣化もあり一年も同じものを下げておけないと思うが、掛け替えることはできるのか。

○回答（事務局）

掛け替えてもいいが、社会実験の中では一年はもちそうである。

■意見（曾根委員長）

できるだけ景観審議会の発言の機会を入れた流れを作って実施して欲しい。

7. 景観重要樹木の指定について（審議）

（1）事務局から説明

資料6のとおり。

（2）質疑・意見等

●質問（曾根委員長）

過去に指定された樹木は、剪定等の維持管理はしているのか。
樹木はメンテナンスが大変だと思う。

○回答（事務局）

今までは学校の樹木だったので、学校管理者が手入れをしている。

●質問（富澤委員）

指定された樹木に対してはプレートなどの表示をしているのか。

○回答（事務局）

景観法では管理用プレートを付けることになっている。

前々年は、プラスアルファでPR用プレートを付けていたが、今回はその予算が付かなかったので、管理用プレートのみになる。

●質問（富澤委員）

田戸小では、校長先生から景観重要樹木に指定されたというお便りがあった。それは良いことだが、指定された時だけ話題となるのではなく、時に応じて何かやらないのか。

○回答（事務局）

田戸小のイチョウは今年の11月1日に指定を予定している。

プレートを付けるほか、パンフレットを作って子供達にも配ってもらえるよう渡すつもりである。

過去のものについては、追跡調査をしていきたいと思う。

●質問（曾根委員長）

公共空間であっても管理者が大きな木の剪定はやるが、下草刈りはボランティアにやってもらうこともできるのではないか。

○回答（事務局）

剪定は学校管理者（教育委員会）が行い、下草は学校職員が刈っている。

■意見（松下委員）

コミュニティで大切にしているという説明だったので、地元で管理をしてもらうと良いのではないか。

■意見（曾根委員長）

学校やコミュニティに大事にしてもらうために、なぜこの木が指定されたのかを記した書面を付けて渡すと良い。

■意見（吉田委員）

資料にある浦郷小の写真を見ると、樹木の背景はきれいではない。指定は名誉なことなので、周囲を整備するとか、下草を管理する活動が起きるような仕組みを作ると良い。

継続的にみんなでこの木を楽しめるような仕組みを作った方が良い。

■意見（山畑委員）

周辺で開発等があった時も含めて、景観重要樹木をツール（景観要素）として周辺環境を考えていくことが重要である。

■意見（佐倉委員）

予算がないという話があったが、緑の基金等に市から訴えてお金を引き出すようなことをした方が良い。

○説明（事務局）

坂本公園については、まちづくり協議会から、地元で活動をしている拠点として指定して欲しいという要望なので、協議会にプレートを付けていただく等広げていきたい。

8. 平成 23 年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）

非公開

9. 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）

非公開

以上